

用地測量について

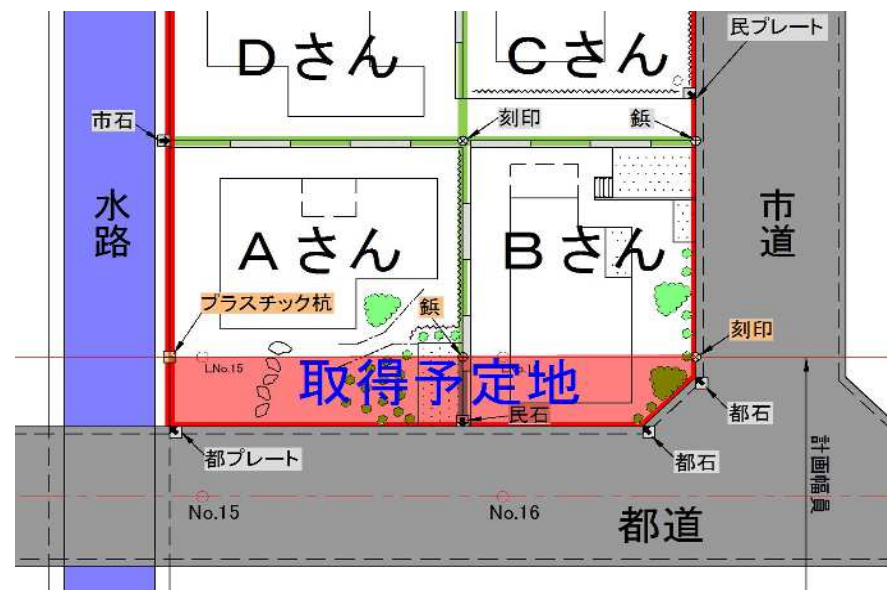
用地取得の対象となる土地について、周辺の土地との境界を確認のうえ、取得する用地の面積を確定する作業です。境界確認に必要となる図面等は東京都が作成します。

[境界確認作業]

- 公共用地（水路・道路等）との境界立会い（下図 赤線部）
水路、都道、市道と隣接する土地（民有地）との境界は、各々の公共施設管理者と土地所有者との間で立会い、確認いただきます。
- 民有地と民有地との境界立会い（下図 緑線部）
隣接する民有地と民有地との境界は、それぞれの所有者との間で立会い、確認いただきます。境界立会いの結果、境界線及び境界点を確認後、署名押印をお願いします。
- 境界立会の日時調整
東京都南多摩東部建設事務所が関係者と調整のうえ、別途「封書」により通知させていただきます。

[測量作業]

測量作業を行なう者は、東京都の腕章を着用し、東京都発行の身分証明書を携帯いたします。



お問い合わせは

東京都南多摩東部建設事務所 工事課
〒194-0021 東京都町田市中町1-31-12

○事業に関すること 設計担当
電話042-720-8642

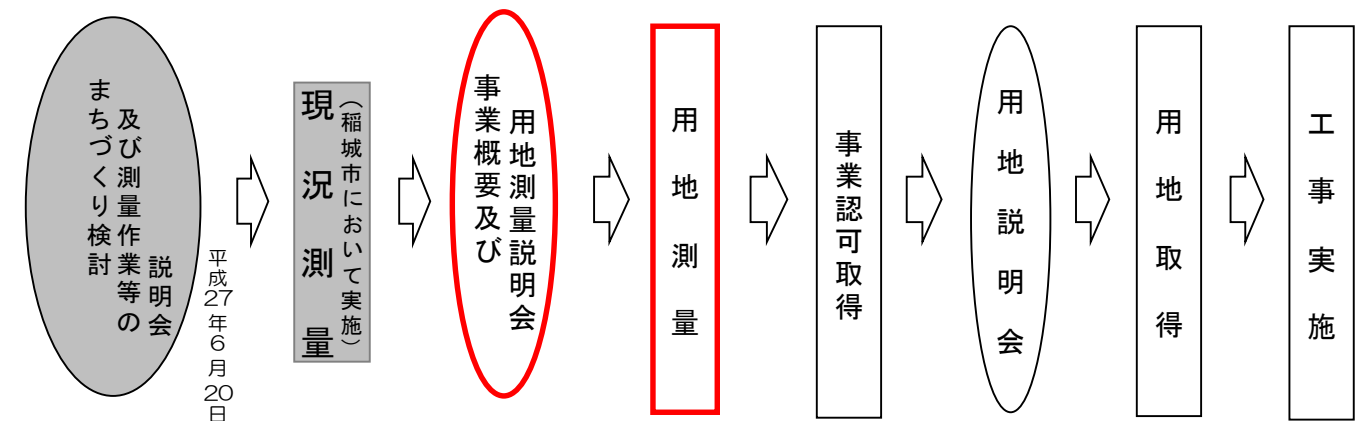
○測量に関すること 測量担当
電話042-720-8649

平成28年6月

多摩都市計画道路3・4・15号線

鶴川街道 [百村地区]

事業概要及び用地測量説明会



日時 平成28年6月20日（月）

午後7時から午後8時まで

場所 百村コミュニティ防災センター

東京都南多摩東部建設事務所

道路整備事業のあらまし

事業の目的

- 道路ネットワークの形成による渋滞の緩和
- 安全で安心な歩行空間の整備による歩行者・自転車の安全確保
- 災害時応急活動の円滑化及び防災性の向上
- 電線類の地中化による良好な景観の創出

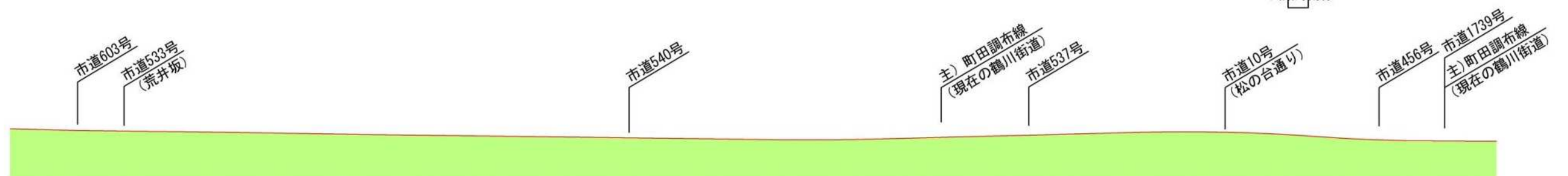
事業の概要

- 都市計画決定（変更）平成5年4月20日 東京都告示520号
- 事業延長 約680m
- 幅員 20m
- 車線 往復2車線

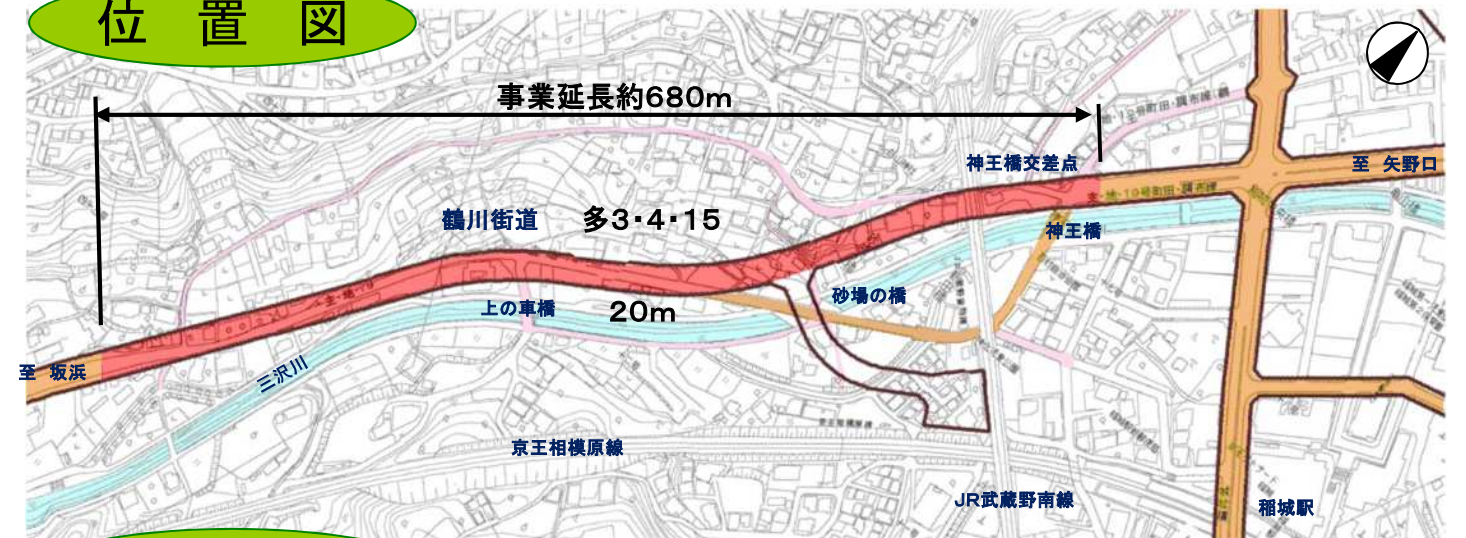
計画平面図



縦断面図



位置図



標準断面図

